「防災アシスト情報」

もしも・・・・注意報・警報・特別警報が発表されたら!! ④

「防災アシスト情報」として、気象庁から発表される各種注意報・警報・特別警報について紹介します。4回に分けて紹介することとしており、今回、最後に「地震(地震動)・津波・火山噴火」を紹介させて頂く予定としておりましたが、火山噴火につきましては、常時監視対象火山の拡大や関連する法律の改正の検討等もされておりますので内容を整理のうえ次号で紹介させて頂くこととし、今回は、地震(地震動)・津波について紹介します。

地震(地震動)・津波に関する特別警報の種類

地震、津波については、それぞれの既存の警報のあるレベル以上のものが「特別警報」 に位置づけられていますが、気象に関する特別警報のような「○○特別警報」という表現 ではなく、従来の名称のまま発表されます。

■地震(地震動)・津波に関する「特別警報」の発表基準(気象庁 HP より)

現象の種類	基準
地震 (地震動)	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (<mark>緊急地震速報(震度6弱以上</mark>)を特別警報に位置づける)
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (<mark>大津波警報</mark> を特別警報に位置づける)

地震(地震動)

地震については「緊急地震速報」(震度 6 弱以上を予想したもの)が特別警報に位置づけられています。

緊急地震速報は、情報を見聞きしてから地震の強い揺れが来るまでの時間が数秒から数 十秒しかありません。その短い間に身を守るための行動を取る必要があります。

■緊急地震速報を見聞きした時に取るべき行動の具体例(気象庁 HP より)

周囲の状況により具体的な行動は異なります。 日頃からいざという時の行動を考えておきましょう。

屋内にいるとき

人がおおぜいいる施設では

- ・施設の係員の指示に従って ください。
- ・落ち着いて行動し、あわてて 出口には走り出さないで ください。



エレベーターでは

・最寄りの階で停止 させて、すぐに 降りてください。



屋外にいるとき

衡中では

- ・ブロック塀の倒壊等に注意してください。
- 看板や割れたガラスの落下に 注意してください。
- ・丈夫なビルのそばであれば、 ビルの中に避難してください。



山やがけ付近では

・落石やがけ崩れに注意してください。



【留意すべきこと】

施設を管理する上では、施設利用者の安全を確保するなどのために、以下のような対応が必要になります。(営繕とうほく125号2012年12月等も参考にしてください。)

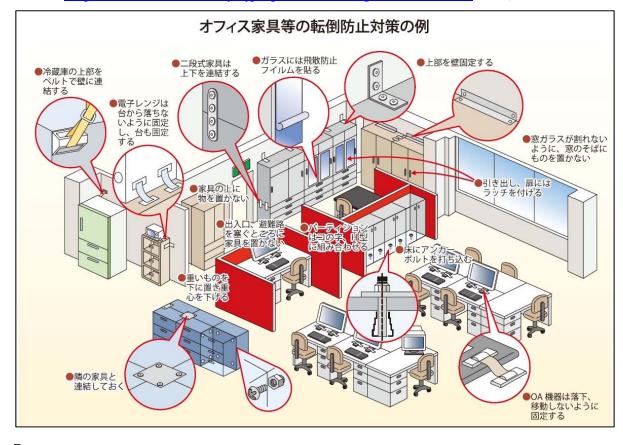
<地震の発生に備えて対応が必要な事項>

- 事務室内の家具等の転倒、落下、移動の防止
- ・天井材、照明器具等の落下防止
- ・外壁、外部建具等の落下防止(外壁等の適切な点検の実施)
- ・屋上やベランダ等からの設備機器等の落下防止
- ・ 門扉、塀、外灯等の転倒防止 (腐食の有無の確認・補修等)
- ・飲用水、保存食、電池式ラジオ、懐中電灯、予備の電池、救急箱、毛布等の準備

■オフィス家具等の転倒防止対策の例

(東京消防庁「家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック」(平成25年8月)

http://www.tfd.metro.tokyo.jp/hp-bousaika/kaguten/handbook/ より)





<地震発生後に対応が必要な事項>

- ・庁舎の緊急点検(構造体・火災・ガス漏れ等の点検→立入可否の判断) (参考:発災時チェックシートhttp://www.mlit.go.jp/gobuild/sesaku_bcp_bcp.htm)
- ・庁舎の緊急点検の結果により専門家(応急危険度判定士)による詳細診断の実施
- ・給排水設備(洗面所・トイレ等)の使用の可否の確認
- ・外構(門、塀、構内舗装、外灯等)の被害状況の確認
- ・庁舎の被害状況の報告、連絡(各官署→東北地方整備局営繕部等)
- ※停電後、電力を復旧させる場合には、発熱する製品の周りに可燃物がないか、押し つぶされている電気コードがないかなどを確認し、火災の発生に注意してください。

津波

地震が発生した場合、地震が発生してから約3分を目標に、気象庁から大津波警報、津 波警報または津波注意報が、津波予報区単位で発表されます。

ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難するなどの対応が必要になります。

■津波警報・注意報の分類と、とるべき行動(気象庁 HP より)

津波警報・注意報の分類と、とるべき行動 予想される津波の高さ とるべき行動 想定される被害 数値での発表 巨大地震の (発表基準) 場合の表現 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や 理難ビルなど安全な場所へ避難してください。 10m超 れに巻き込まれる。 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報が (10m<高さ) 解除されるまで安全な場所から離れないでく ださい。 10m 巨大 (5m<高さ≤10m) ここなら安心と思わず、より高い場所を 目指して遊難しましょう! 5_m (3m<高さ≤5m) (10mを超える津波により木造家屋が流失) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が 発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 津波警 3m 高い (1m<高さ≤3m) 津波防災啓発ビデオ「津波からにげる」(気象庁) の1シーン 曹操前提供 (2003年) 海の中にいる人は、ただちに海から上がって、 海の中では人は速い流れに巻き込まれる。 海岸から離れてください。津波注意報が解 養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。 津波 除されるまで海に入ったり海岸に近付いたり しないでください。 1m 注意 (表記しない) (20cm≤高さ≤1m) 報

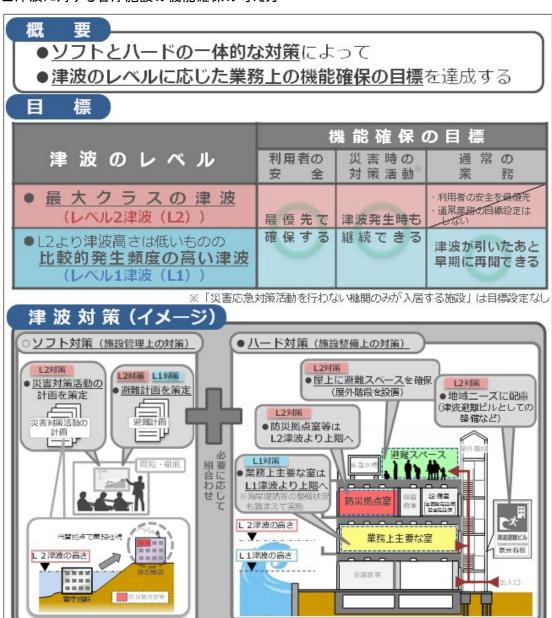
- ・震源が陸地に近いと津波警報が津波の襲来に間に合わないことがあります。「揺れたら避難」を徹底しましょう。
- ・津波は沿岸の地形などの影響により局所的に予想より高くなる場合があります。より高い場所を目指して避難しましょう。
- ・地震発生後、予想される津波の高さが 20cm 未満で被害の心配がない場合、または津波注意報の解除後も海面変動が継続す る場合には、「津波予報(若干の海面変動)」を発表します。

未曾有の大災害となった平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震での経験を教訓と して、平成25年2月の社会資本整備審議会の答申「大津波等を想定した官庁施設の機能確 保の在り方について」において、対津波対策の強化についての考え方等が示されました。

国土交通省では、これを踏まえ、関連基準等の拡充、施設運用管理と施設整備の連携に よる官庁施設の機能確保等の取組を推進しています。

「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準」及び「官庁 施設の総合耐震・対津波計画基準」の改定を行うとともに、「官庁施設の津波防災診断指針」 を作成しました。津波対策の取組、「官庁施設の津波防災診断指針」の詳細につきましては、 国土交通省大臣官房官庁営繕部ホームページ「東日本大震災を踏まえた官庁施設の機能確 保~対津波対策の推進~」(http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk4_000013.html) にてご確認ください。

■津波に対する官庁施設の機能確保の考え方



【留意すべきこと】

<津波の発生に備えて対応が必要な事項>

「官庁施設の津波防災診断指針」では、「地域の津波対策」、「施設整備上の対策」、「施設運用管理上の対策」を調査し、「①施設利用者の安全確保」、「②レベル1の津波の収束後の事務及び事業の早期再開」、「③津波発生時の災害応急対策活動が可能となること」の3つの目標(対津波機能目標)に対する達成状況の判定を行います。

目標が達成出来ていない場合には、目標を達成するためにハード対策とソフト対策とも組み合わせた対応が必要になりますが、ハード対策には時間と多額の費用が必要となることが多いため、施設利用者の安全確保を最優先として、以下のような「施設運用上の対策」(ソフト対策)をできるだけ速やかに行うことが必要になります。

■施設運用管理上の対策(ソフト対策)の主な内容



<津波発生後に対応が必要な事項>

- ・「地震発生後」の対応と同様に庁舎の緊急点検、被害状況の確認等を実施
- ・庁舎の被害状況の報告、連絡(各官署→地方整備局営繕部等)
- ※浸水被害にあった場合は、泥やごみの除去・清掃の後、感染症予防のための消毒を 行うことが必要です。また、床や壁が浸水した部分については、仕上げ材を撤去し、 内部の確認も必要になります。なお、浸水した電化製品やコンセントなどを使用す ると、漏電やショートにより火災が発生することがありますので、専門家に確認を 依頼してください。

営繕とうほく編集室

〒980-8602 仙台市青葉区二日町9-15

東北地方整備局営繕部調整課内

TEL (022)225-2171 E-mail: cyousei@thr.mlit.go.jp

ホームページアドレス

- ■東北地方整備局 http://www.thr.mlit.go.jp/
- ■盛岡営繕事務所 http://www.thr.mlit.go.jp/moriei

「営繕とうほく」は東北地方整備局ホームページでもご覧になれます